**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月十九日

石川県金沢市泉三丁目一番六号

株式会社ジェスクホリウチ

代表取締役　新保　松夫

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月十九日

大阪市北区梅田一丁目一一番四―二三〇〇号

株式会社日米英語学院

代表取締役　金久　保

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である岩間友美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十九日

東京都港区六本木七丁目六番二号

エイチ・エム・アール・インク

日本における代表者　岩間　友美

**限定承認公告**

本籍栃木県栃木市西方町金崎三六番地一、最後の住所栃木県栃木市西方町本郷五一五番地

二九　被相続人　亡　大阿久清治

右被相続人は平成二十六年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年六月九日宇都宮家庭裁判所栃木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

栃木県栃木市西方町本城一六五一番地一

限定承認者　大阿久　猛

**限定承認公告**

本籍神奈川県横浜市中区本牧宮原六番、最後の住所神奈川県横浜市中区山田町八番地二モアレ山田町五一六号室

被相続人　亡　鶴田　陽子

右被相続人は平成二十六年六月十七日死亡し、その相続人は平成二十七年六月九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

埼玉県春日部市大枝八九番地　武里団地八街区六棟五〇二号

相続財産管理人　角地　敦子

**限定承認公告**

本籍香川県善通寺市金蔵寺町一四八二番地甲、最後の住所東京都狛江市西野川二―三―五　被相続人　亡　大西　武文

右被相続人は平成二十七年一月十五日死亡し、その相続人は平成二十七年六月九日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

東京都品川区西品川三―一七―一〇―三〇三

限定承認者　大西　孝明

**限定承認公告**

本籍東京都中野区江古田一丁目一八二番地、最後の住所東京都中野区江原町一丁目四番三号　被相続人　亡　森口　隆

右被相続人は平成二十七年五月六日死亡し、その相続人は平成二十七年六月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

東京都中野区江原町一丁目四番三号

限定承認者　三村　睦美

**限定承認公告**

本籍千葉県山武郡芝山町高田六〇一番地、最後の住所神奈川県横浜市南区新川町一丁目一番地リーヴェルステージ横浜南七〇三

被相続人　亡　岩澤千代子

右被相続人は平成二十七年三月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年六月八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

神奈川県横浜市中区住吉町一丁目二番地　スカーフ会館六階

相続財産管理人岩澤麻結

代理人弁護士　稲村　育雄

**限定承認公告**

本籍三重県四日市市小杉町一七一二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中山　一美

右被相続人は平成二十七年二月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年六月一日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

愛知県春日井市岩成台五丁目三番地二一

相続財産管理人　中山寛一郎

**限定承認公告**

本籍愛媛県西条市石田六一九番地、最後の住所島根県浜田市熱田町八八七番地三

被相続人　亡　徳永ミサヱ

右被相続人は平成二十七年二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十七年六月十二日松江家庭裁判所浜田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

島根県浜田市紺屋町四三番地五オリンピアビル二階弁護士法人佐和法律事務所

限定承認者中川郁子

代理人弁護士　佐和　洋亮

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、平成二十七年七月二十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年六月十九日

東京都港区新橋二丁目一三番六号

株式会社リーテック

代表取締役　平松　克敏

**出資一口の金額の減少公告**

当組合は、平成二十八年四月より出資一口の金額を百円に減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から四十日以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十九日

岡山市北区奉還町一丁目七番七号

生活協同組合おかやまコープ

代表理事　平田　昌三

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を二千五百万円減少し、四億七千七百四十一万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月二十二日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十七年六月十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　特定目的会社シリウス

取締役　本郷　雅和

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 一二〇 | 上 | 終りから一三 | 及び | 又は |

平成二十七年三月二十日（号外第六十一号）公布環境省令第七号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十九日付第一三七号

四月二十一日付衆会第一八二八ページ●同日付政府調達第一一四号五六ページ●

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）